官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁一二）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三六七）
○特定国外派遣組織を指定する件（同三六八）
○フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四三七）
○ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四三八）
○保安林の指定をする件
（農林水産一七三六～一七四二）
○保安林の指定を解除する件
（同一七四三）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件
（同一七四四～一七四六）
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
（同一七四七）
○高速自動車国道に関する件
（国土交通一〇一九、一〇二〇）　四
○海上における射撃訓練を実施する件
（防衛二五五）　五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件
（同二五六～二五八）
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件
（同二五九、二六〇）　六
○道路に関する件
（東北地方整備局八七～八九）
○道路に関する件
（近畿地方整備局一〇九）
○道路に関する件
（四国地方整備局六四）
○都市計画に関する件
（北海道開発局九三）　七

〔国会事項〕
内閣　内閣府　七
〔人事異動〕　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
法務　八
公証人任免（法務省）　八
労働　八
最低賃金の改正決定に関する公示
（栃木労働局最低賃金公示六、千葉同二・三、三重同二・三）　八
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配一四四）　八
〔資料〕　九
令和七年九月中国際収支状況（速報）及び令和七年度上期中国際収支状況（速報）（財務省）

〔公告〕
諸事項　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一三

その他告示

○消費者庁告示第十二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年十一月二十一日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
公益社団法人全国消費生活相談員協会	東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番5号グランドメゾン日本橋堀留101号	東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番5号グランドメゾン日本橋堀留101号 大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号大阪グリーンビルB1 北海道札幌市中央区大通西18丁目1番43号プレジャー大通西18―108	令和七年十一月四日

○総務省告示第三百六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正

政党

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党	会計責任者の氏名	濱野　喜史	濵口　誠	（令和）七、一〇、一
自由民主党本部	代表者の氏名	高市　早苗	石破　茂	七、一〇、四
	会計責任者の氏名	鈴木　俊一	森山　裕	七、一〇、七
チームみらい	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂二―二一―五	東京都港区南麻布二―八―二二	七、一〇、二六
立憲民主党	会計責任者の氏名	津村　啓介	稲富　修二	七、九、二四

○総務省告示第三百六十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十一日

総務大臣　林　芳正

一　名称　ヨルダン・ハシェミット王国における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年十一月二十二日から令和七年十二月十日まで
三　派遣人数（概数）　二百人程度
四　派遣地域　ヨルダン・ハシェミット王国、ガボン共和国及びガーナ共和国

○外務省告示第四百三十七号

令和七年十月十六日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　十七億円
3　署名者
日　本　側　大野祥在フィリピン臨時代理大使
フィリピン側　マリア・テレサ・ラザロ外務大臣

令和七年十一月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四百三十八号

令和七年十月二十二日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億四千九百万円
3　署名者
日　本　側　小泉勉在ラオス大使
ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

令和七年十一月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　千葉県千葉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。
2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を千葉県庁及び千葉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区富沢字白井ノ沢六六二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字白井ノ沢六六二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県胎内市須巻字貝喰八九九の一、九〇六の三、九一二から九二六まで、九二八、九二九の一、九二九の二、九三〇の一、九三〇の二、九三一から九三四まで、九三六から九三八まで、一〇〇一、一〇〇二の二、一〇二三、字大沢一三二八の二（次の図に示す部分に限る。）、九三五の一、九三五の二、一二六九の三、一二八二の一、一二八三、一二八四、一二九〇、一二九五の一、一二九六の一、一二九九の一、一三〇〇、一三〇二、一三〇三の一、一三〇六、一三〇七の一、一三一九の一から一三一九の五まで、一三二〇の一、一三二〇の二、一三二一、一三二三、一三二四、一三二五の一、一三二五の二、一三二六、一三二七の一から一三二七の三まで、一三二八の一から一三二八の八まで、一三三〇の三、一三三二、一三三三の二、字鳥越九三九の一から九三九の三まで、九四〇の一、九四〇の二、九四一、九四二の一、九四二の二、九四三、九四五、九四六、九四七の一から九四七の四まで、九四八の一、九四八の二、九四九の二、九五〇の一、九五〇の二、九五一の一、九五一の二、九五二の一、九五二の二、九五三から九六二まで、九九五の一、九九六、一〇二四の一、字上ノ山一〇〇〇、一一〇三、字石畑一一〇六、一一〇八、一一〇九、一一一五から一一一八まで、一一二〇、一一四四、字古城口一一六一の一、一一六一の二、一一六一の七、一一六二の一、一二八一の一、一二八一の二、字根堀場一一六八の一、一一七二の二、一二七五の一、一二七五の二、一二七六、一二七八の一、一二七八の二、一二七九の一、一二八〇の一、一二八〇の二、字蟹沢一二七〇、字滝ノ沢一二八八、一二八九の一、一二九一、一二九二の一、字山畑一三〇二の一、字葭沢一三〇四の一、一三〇四の二、一三〇八、一三〇九、一三一〇の一から一三一〇の三まで、一三一一の一、一三一二から一三一五まで、一三一七の一、一三一八の一、一三一八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び胎内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県四国中央市新宮町新瀬川六一七、六三六、六三七、六四一、六四七、六四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

新宮町新瀬川六一七・六三六・六三七・六四一・六四七・六四八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字合ノ坂七四の五、七四の七、七五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字合ノ坂七四の五・七四の七・七五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木赤谷字藏谷一三一一の一、一三一一の二、一三一二、一三一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字藏谷一三一一の一・一三一一の二・一三一二・一三一三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字奥ノ丸二九三八、二九四一、二九四二、二九四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥ノ丸二九三八・二九四一・二九四二・二九四四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　東京都稲城市大字矢野口字谷戸三二〇〇の一、三二〇〇の二、字大久保三六〇九の一、三六〇九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
2 1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2 2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それの図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
2 1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2 2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それの図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 北海道 / 3,300 （略） / （略） 三　（略） 第六～第八　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 北海道 / 2,600 （略） / （略） 三　（略） 第六～第八　（略）

○国土交通省告示第千十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	一宮市多加木二丁目一五三番から同市多加木二丁目一四四番まで	令和七年十一月二十二日〇時

○国土交通省告示第千二十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山陽自動車道吹田山口線	東広島市八本松町正力字大田一五八一番一から同市八本松町正力字石道一七七二番三まで	前	最大 六一 最小 二八	一八五
		後	最大 六一 最小 二八	

○防衛省告示第二百五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日　防衛大臣　小泉進次郎

日時	令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで
区域	硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間 (ア) 北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒 (イ) 北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒 (ウ) 北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒 (エ) 北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
実施艦等	自衛艦九隻、航空機五機
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日　防衛大臣　小泉進次郎

期間	令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域	日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間 (ア) 北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒 (イ) 北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五四分一三秒 (ウ) 北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒 (エ) 北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒 (オ) 北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒 (カ) 北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒 (キ) 北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒 (ク) 北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒 (ケ) 北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒 (コ) 北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施機	航空機
その他	一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日　防衛大臣　小泉進次郎

期間	令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域	五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間 (ア) 北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒 (イ) 北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒 (ウ) 北緯三二度四五分五二秒　東経一二八度四五分五二秒 (エ) 北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
実施機	航空機
その他	一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日　防衛大臣　小泉進次郎

期間	令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域	北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間 (ア) 北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒 (イ) 北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒 (ウ) 北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒 (エ) 北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒
実施機	航空機
その他	一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百五十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　指定する道路の部分

区間　敷地の幅員　延長

湯沢市下院内字大槻沢一一七番一から同市小野字先達坂一二八番一まで　一三・〇二メートル～三〇四・七五メートル　三・七五三キロメートル

(四)　指定する期日　令和七年十一月二十一日

○防衛省告示第二百六十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十一月二十一日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和七年十二月一日から令和八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長　備考

湯沢市下院内字柳原一一番二から同市小野字二ツ森一四九番二まで　前　BA　一二・九〇～一〇八・五〇メートル　三・八七一キロメートル　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

後　BA　一二・九〇～一〇八・五〇メートル　三・八七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　湯沢市下院内字大槻沢一一七番一から同市桑崎字上谷地二六一番一まで　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十二日

○近畿地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百六十一号　大津市北小松字鵜川一〇一番三から同市北小松字川原一〇九四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十四日十五時

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長　備考

宿毛市平田町戸内字中大和田一八四番一から同市和田字唐河口四三三番二地先まで　前　BA　八・六〇～三二・〇〇メートル　五・六四八キロメートル

一〇・二二～一四八・四〇　六・六五七

後　BA　八・六〇～三二・〇〇　五・六四八

一〇・二二～一四八・四〇　六・六五七　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月二十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画下水道事業函館湾流域下水道

三　事業施行期間　自令和七年十一月二十一日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　一号幹線　北海道亀田郡七飯町緑町三丁目、緑町二丁目、緑町、中島、中野

北海道北斗市追分、東前、萩野、追分五丁目、追分四丁目、七重浜八丁目、七重浜七丁目、七重浜一丁目、七重浜二丁目

北海道函館市港町三丁目、亀田港町、昭和町

二号幹線　北海道北斗市東浜二丁目、東浜一丁目、久根別一丁目、七重浜八丁目

三号幹線　北海道函館市西桔梗町、昭和町

四号幹線　北海道函館市昭和四丁目、昭和町

放流幹線　北海道函館市昭和町、亀田港町、港町三丁目

国会事項

衆議院

議案提出

十一月十九日議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（古川元久外三名提出）

質問書提出

十一月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

太陽光発電と建築基準法に関する質問主意書（島田洋一提出）

質問書転送

十一月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

仮装身分捜査の検挙実績等に関する質問主意書

存立危機事態に関する質問主意書

非核三原則に関する質問主意書

「責任ある積極財政」に関する質問主意書

人事異動

内閣

特命全権大使　中前　隆博

願に依り本官を免ずる（十一月十八日）

内閣府

上村　礼子　小林　富雄

末松　則子　袖野　玲子

瀧原　賢二　竹増　貞信

肥田木康正　村尾　芳久

米山　廣明　食品ロス削減推進会議委員に任命する（各通）（十一月十九日）

叙位・叙勲

○叙勲

旭日双光章を授ける（各通）

石坂　昭典　金山　鎭雄　栃下　喜幸

西森　貞男　藤丸　正則　三原　勝利

井関　善雄　市川　博　伊藤　和房

牛丸　國行　大野　桂　小國　正子

上岡　良雄　菊池　正武　小松原　茂

後藤　彰　斎藤　軍雄　齊藤　正

酒井　和男　坂本　國光　杉原　重美

高野　武夫　高宮　晃裕　瀧澤　英敬

瀧田　昌宏　武田　勝義　土屋　正直

徳武　誠一　中川　郁夫　北村　喜義

原田　光徳　廣川　正　二戸　悦郎

御供　博司　宮川　忠雄　冨谷　芳夫

柳清　茂郎　屋比久孟徳　森本　正彦

山下　皓司　吉川　吉盛　矢吹　三郎

旭日単光章を授ける（各通）

伊藤　明孝　岡垣　信行

岡田　豊治　小澤　巖

落合　信義　木村　公則

熊谷　重明　柏木　壽夫

齋藤　良夫　小林　昌勝

下川　稔雄　須田　明雄

高原　進　田中　正

野崎　守　平岩　國幸

平林　良治　山崎　時生

山達　六夫　山吉　哲夫

西村榮一郎

吉成　征一

瑞宝小綬章を授ける（各通）

伊藤　廣毅　岡本　美男

赤松　脩司　秋山　和司

安久井賢治　明野　穣

阿蘇　孝司　阿部　昭

鮎川　澄子　荒木　勝

有本　信之　安西　順一

井内恭太郎　家喜　好美

池田　章　池田　武正

石川　勝夫　石神　良三

出野英三郎　伊藤　菊子

稲毛　常嘉　井上　典幸

井上　良魁　岩倉　義男

上田　武夫　上野　保定

宇田川　洸　内間美智子

江角　郁夫　江積　道夫

大井　義憲　大川　鋼雄

大澤　晋　大園美智男

太田　静雄　大塚　富雄

大原加代子　大林　隆二

大谷　俊三　岡田敬三郎

岡田　守弘　岡田　善輝

小川　洋　奥村　敏夫

小野　功　小野　勝英

片岡　浩一　片岡　義繼

加藤　聰　加藤　安良

門脇　延雄　神谷　勝

川越　康男　川田　正治

川邉　修　菅野　昌宏

北村　喜義　木下　勝

朽方　三雄　久保田正祇

倉田ヒサ子　黒木　正剛

黒澤　正喜　黒田　圭一

小池　喜代　神山　嘉晴

越田　悦子　駒田　忠敬

青木　脩

吉成　征一　渡邉　良夫

青山　本居

秋山重太郎

吾田　稔

天池　信一

荒舩　博之

安西　英世

池上　成年

石川　悦朗

和泉田　徹

伊藤　徹夫

井野上滿雄

岩本　雅志

後畠　高勝

江口　勝介

遠藤　一成

大賀　正

大本　邦男

岡田　外志

緒方　征夫

長田　侑

數馬　久子

桂　英輔

加藤　義昭

亀谷　幸一

川田　隆夫

菊地　慶造

倉下　啓

黒嵜　宏

源田　久男

古賀　健太

小山　昭芳

近藤　孝祥

酒井　昭治

佐藤　守正

篠崎　金司

清水久仁光

新行内秀夫

菅原　芳夫

杉山　武司

鈴木　功二

鈴木　孝宜

高江洲寛治

高野　秀久

高橋　稔

武石　錦夫

武田　信則

田崎　厚毅

田中　英穂

谷口　勝廣

玉置　敦子

常國　茂夫

豊岡　典子

土肥　義嗣

中澤　征司

中谷　亘

中村　正義

永岡　千昌

那須　健一

南間　勝彦

西野　亨一

沼上　順治

野田　等

羽賀　桂一

長谷川安史

濱田　直

林田　博之

原木　久

粂田　一男

平野　薫

廣瀬　満男

福田　卓美

星　留夫

前田しのぶ

升田　裕康

松嶋　勝治

松橋　博

丸田　正光

權田　茂喜

坂崎日支夫

佐藤　陽一

篠田　好子

島田　裕至

庄司　浩

新谷　勝之

菅原　正成

鈴木　克巳

鈴木　正毅

泉水　勲

竹本　賢巳

竹内清兵衛

田口　昌司

高橋　宏司

高野　章一

土居　一太

津久井陸雄

田畑　雅晧

谷　巖

田中　早苗

富樫　義明

中江　岩雄

中島　悌次

中村　武

中山　昌子

永山　弘治

成田　富藏

西浦　正夫

二瓶　譲

野呂　倫章

羽生田信正

浜田　重則

林　勝

原　正子

馬場　美樹

平田　英夫

弘川　炎森

福島　征二

古田　修

堀江　昭廣

増田　卓之

松尾　宜子

松永　哲治

松森　恭一

水上　英朗

齊藤　武

佐藤　知也

汐海　晋彌

島田　裕至

庄司　浩

新谷　勝之

菅原　正成

鈴木　克巳

鈴木　正毅

泉水　勲

竹本　賢巳

竹内清兵衛

田口　昌司

高橋　宏司

高野　章一

土居　一太

津久井陸雄

田畑　雅晧

谷　巖

田中　早苗

富樫　義明

中江　岩雄

中島　悌次

中村　武

中山　昌子

永山　弘治

成田　富藏

西浦　正夫

二瓶　譲

野呂　倫章

羽生田信正

浜田　重則

林　勝

原　正子

馬場　美樹

平田　英夫

弘川　炎森

福島　征二

古田　修

堀江　昭廣

増田　卓之

松尾　宜子

松永　哲治

松森　恭一

水上　英朗

原田　旭

平尾　峰一

平村　忠行

廣田　春彦

藤村　博文

堀内　三郎

前田　章子

増本　襄一

松堂　厚雄

松前　律夫

三上　喜治

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十一月一日）

水野　昌子　三竹　卓也　皆川　多恵子
三成　康夫　三宅　康雄　越智　禎子
宮崎　逸美　宮原　一登　宮本　温也
本宮　昇三　松村　惠子　銘苅　啓行
本池　美由樹　森　あい子　森山　修
谷治　伸紘　安井　貞夫　口口　健治
山口　高司　口口　憲生　口口　政已
山崎　裕　山崎　護　田口　信儀
山田　義勝　村上　良輔　本喜久雄
湯本　昭二　岡　昭夫　吉岡　弘陛
吉田　貴子　吉行　啓治　若林　朝六
若山　清司　邊　修　今　憲司
渡邉　祥司　渡辺　忠次　渡邉　

瑞宝双光章を授けられる（各通）

石田　清一　今井　和子　岡村　文人
金子　正典　佐古　正男　鈴木　智巳
高橋　武二　高橋　保雄　谷本　尚司
中田　彦治　面出　千代嗣　橋　清

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、オマーンの国祭日につき、十一月十九日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年11月21日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道161号	滋賀県大津市北小松字鵜川一〇一番三から同市北小松字宇藤田一一四八番五まで

2　指定する期日　令和７年11月24日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車輌の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和７年11月21日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道161号	滋賀県大津市北小松字鵜川一〇一番三から同市北小松字宇藤田一一四八番五まで

2　指定する期日　令和７年11月24日

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人齊木敏文は願により公証人を免ぜられた。

佐久間健吉は公証人に任命され、東京法務局所属公証人齊木敏文の後任を命ぜられた。（以上十一月十一日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

栃木労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間1,109円」を「１時間1,159円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

千葉労働局長　小山　英夫

第４号中「１時間1,105円」を「１時間1,169円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県鉄鋼業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

千葉労働局長　小山　英夫

第４号中「１時間1,147円」を「１時間1,210円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

三重労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

三重労働局長　石田　聡

第４号中「１時間1,033円」を「１時間1,097円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

三重労働局長　石田　聡

第４号中「１時間1,047円」を「１時間1,111円」に改める。

官報

令和７年９月中国際収支状況（速報）

財務省

（単位：億円、％）

項目	９月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	214	－840	－6,757
（対前年同月比）	（—）	（－81.9）	（—）
貿易収支	2,360	1,059	－3,621
（対前年同月比）	（—）	（—）	（—）
輸出	94,497	83,596	87,018
（対前年同月比）	（8.6）	（－0.4）	（－4.6）
輸入	92,137	82,537	90,639
（対前年同月比）	（1.7）	（－6.0）	（3.7）
サービス収支	－2,146	－1,899	－3,137
（対前年同月比）	（－31.6）	（140.5）	（－7.5）
第一次所得収支	49,497	42,242	27,153
（対前年同月比）	（82.3）	（－11.7）	（－17.7）
第二次所得収支	－4,878	－4,388	－5,021
（対前年同月比）	（－2.9）	（2.3）	（26.5）
経常収支	44,833	37,014	15,374
（対前年同月比）	（191.6）	（－4.9）	（－47.8）
資本移転等収支	－209	－163	－250
直接投資	20,363	25,402	10,081
証券投資	91,048	－16,945	85,554
金融派生商品	2,386	5,929	－8,406
その他投資	－52,050	－2,722	－74,192
外貨準備	6,034	5,978	9,757
金融収支	67,782	17,642	22,795
誤差脱漏	23,158	－19,209	7,671

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和７年度上期中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　　目	令和７年度上期	前　　期	前年同期
貿易・サービス収支	－18,109	－21,174	－44,576
（対前年同期比）	（　－59.4）	（　－33.8）	（　19.9）
貿易収支	494	－16,529	－23,600
（対前年同期比）	（　—）	（　－30.0）	（　77.9）
輸出	526,556	539,408	523,293
（対前年同期比）	（　0.6）	（　3.2）	（　5.1）
輸入	526,062	555,937	546,893
（対前年同期比）	（　－3.8）	（　1.7）	（　7.0）
サービス収支	－18,603	－4,646	－20,976
（対前年同期比）	（　－11.3）	（　－44.6）	（　－12.3）
第一次所得収支	222,758	190,106	218,150
（対前年同期比）	（　2.1）	（　6.9）	（　11.4）
第二次所得収支	－29,521	－26,957	－20,055
（対前年同期比）	（　47.2）	（　15.9）	（　3.9）
経常収支	175,128	141,975	153,518
（対前年同期比）	（　14.1）	（　15.8）	（　10.1）
資本移転等収支	－2,389	－1,620	－1,457
直接投資	127,159	123,063	142,044
証券投資	－79,956	－37,138	281,890
金融派生商品	13,103	37,127	23,581
その他投資	95,975	－15,851	－193,763
外貨準備	27,026	25,949	－126,744
金融収支	183,308	133,150	127,009
誤差脱漏	10,568	－7,206	－25,053

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第６号

奈良県宇陀市室生龍口138番地
清算株式会社　株式会社たたみ工房たなか
代表清算人　田中　正巳

1　決定年月日　令和７年11月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

奈良地方裁判所葛城支部

令和７年（ヒ）第１９号

愛知県豊田市保見町上三戸口35番地
清算株式会社　エスティエナジー株式会社
代表清算人　松尾　崇弘

1　決定年月日　令和７年11月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００７号

大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第二ビル12―12
清算株式会社　株式会社プロコン
代表清算人　牛澤　清悟

1　決定年月日　令和７年11月７日
2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定債権の内令和５年６月７日（中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく一時停止申し入れ時点）までの原因に基づいて生じた債権（以下、「弁済対象債権」という。）の17.10パーセントの金員（１円未満は切り捨て）について、本協定認可確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。

⑵　清算株式会社は、協定債権者のうち、大阪信用保証協会に対し、大阪信用保証協会が株式会社紀陽銀行に代位弁済した令和５年４月18日から同年６月７日までの利息相当額３万5741円及び株式会社紀陽銀行に対し、令和５年８月31日時点で発生している約定利息相当額４万7798円について、本協定案認可確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。

2　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。

ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する（ただし、この免除は保証人の保証債務に影響しない。）。

4　消費税還付金の還付を受けたとき、その他清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。

ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

5　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生手続廃止

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.northdia.co.jp/pages/company.html

（乙）令和七年七月二十八日付、官報（号外第一七一号）一四六頁に掲載しております。

令和七年十一月二十一日

札幌市北区北三十一条西四丁目一番一四号

（甲）北菱産業埠頭株式会社

代表取締役　田中　義久

札幌市手稲区手稲金山一二四番地

（乙）手稲工産株式会社

代表取締役　川上　明光

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）http://www.northdia.co.jp/pages/company.html

（乙）令和七年七月二十八日付、官報（号外第一七一号）一四六頁に掲載しております。

令和七年十一月二十一日

札幌市北区北三十一条西四丁目一番一四号

（甲）北菱産業埠頭株式会社

代表取締役　田中　義久

札幌市手稲区手稲金山一二四番地

（乙）手稲工産株式会社

代表取締役　川上　明光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年十一月十四日、乙の株主総会の承認決議は令和七年九月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　七十五頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　四十二頁（号外第一三八号）

令和七年十一月二十一日

茨城県水戸市泉町二丁目三番二号

（甲）株式会社伊勢甚本社

代表取締役　綿引　甚介

茨城県水戸市泉町三丁目一番二八号

（乙）ヴィオス株式会社

代表取締役　綿引　甚介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十三日

掲載頁　七十六頁（号外第十三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十一日

群馬県前橋市表町二丁目一〇番一九号グラン前橋六F

（甲）保険クラスター株式会社

代表取締役　徳増　秀仁

長崎市稲佐町三番一号

（乙）有限会社総合保障センター

代表取締役　山下　一徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　六十二頁（号外第二四八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　六十二頁（号外第二四八号）

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区東二丁目二七番七号

（甲）株式会社フロウプラトウ

代表取締役　齋藤　精一

東京都渋谷区東二丁目二七番七号

（乙）株式会社アブストラクトエンジン

代表取締役　齋藤　精一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一四三頁（号外第一一七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一二九頁（号外第一一七号）

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

（甲）株式会社BREXA Technology

代表取締役　山﨑　高之

東京都渋谷区代々木二丁目九番二号

（乙）株式会社シンクスバンク

代表取締役　宇佐美順也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一二九頁（号外第一一七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三一頁（号外第一一七号）

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

（甲）共同エンジニアリング株式会社

代表取締役　山﨑　高之

神戸市中央区加納町四丁目二番一号

（乙）株式会社マルチテック

代表取締役　吉永　真章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.cocomu.co.jp/ir/

令和七年十一月二十一日

東京都目黒区上目黒二丁目一番一号

（甲）株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

代表取締役　鳥越　慎二

大阪市中央区南新町二丁目二番一〇号

（乙）ここむ株式会社

代表取締役　藤本　方久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.asa-epn.jp/ir/0000139４/m34k/

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月三十日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十一日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

（甲）敬洋国際物流ホールディングス株式会社　代表取締役　倉本　憲一

東京都品川区南品川二丁目二番七号南品川Ｊビル七階

（乙）敬洋国際物流株式会社　代表取締役　長谷川仁志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式五十七万八千九百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第二三三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第二三三号）

令和七年十一月二十一日

東京都中央区築地四丁目一一番四号

（甲）味の浜藤株式会社　代表取締役　笠石　吉美

東京都中央区築地四丁目一一番四号

（乙）株式会社浜信　代表取締役　笠石　吉美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第二三三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十九頁（号外第二三三号）

令和七年十一月二十一日

東京都中央区築地四丁目一一番四号

（甲）味の浜藤株式会社　代表取締役　笠石　吉美

東京都中央区築地四丁目一一番四号

（乙）株式会社藤兵衛　代表取締役　笠石　吉美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十一日

掲載頁　八十三頁（号外第五十九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十一日

掲載頁　八十三頁（号外第五十九号）

令和七年十一月二十一日

東京都港区南青山一丁目一五番一四号

（甲）株式会社ＳＴＩフード　代表取締役　織田　健一

東京都港区南青山一丁目一五番一四号

（乙）株式会社ＳＴＩデリカ　代表取締役　山﨑　敬介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一七七頁（号外第二四二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一七七頁（号外第二四二号）

令和七年十一月二十一日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

（甲）株式会社夢真　代表取締役　高比良直人

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

（乙）株式会社オープンアップコンストラクション　代表取締役　保苅　浩史

合併公告

左記会社のうち乙、丙及び丁は合併して、乙は丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、丙及び丁は解散することにいたしました（第一合併）。

また、第一合併の効力発生を条件として、左記会社のうち甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました（第二合併）。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇七頁（号外第八十一号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇五頁（号外第八十一号）

（丁）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）

令和七年十一月二十一日

東京都新宿区四谷四丁目二八番八号ＰＡＬＴビル

（甲）株式会社ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　代表取締役　岩田　匡平

神奈川県横浜市西区北幸二丁目七番一〇号高見澤ビルディング八階

（乙）株式会社むすび　代表取締役　伊藤　和人

東京都千代田区神田松永町一九番地

（丙）株式会社フォーナイン　代表取締役　今井　亮一

大阪市中央区東心斎橋一丁目一七―二二

（丁）株式会社日創　代表取締役　徳重　浩介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十九頁（号外第二三三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十日

掲載頁　六十九頁（号外第二三三号）

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区西神田三丁目八番一号

（甲）ユーロフィンジェノミクス株式会社　代表取締役　萩原　敬彦

千葉県木更津市かずさ鎌足二丁目六番地七

（乙）株式会社かずさゲノムテクノロジーズ　代表取締役　萩原　敬彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティウエスト二〇階

（甲）株式会社ライスカレープラス　代表取締役　志水　馨

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティウエスト二〇階

（乙）株式会社ライスカレーメディア　代表取締役　志水　馨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、甲は令和七年十月三十一日に本店を東京都港区西麻布二丁目二四番一七号Ｂ一Ｆから東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号へ移転しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月五日
掲載頁　二三五頁（号外第二十三号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年十一月二十一日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号
（甲）ＳｔｏｃｋＴｅｃｈ株式会社
代表取締役　木村　紀章
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号
（乙）株式会社ＶＩＲＡＬ
代表取締役　池田　孔佑

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、令和七年十一月十四日に両法人の総社員の同意を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十一月二十一日
東京都中央区八丁堀四丁目一番三号宝町ＴＡＴＳＵＭＩビル七階
（甲）税理士法人アクセル
社員　横山　和樹
東京都中央区八丁堀四丁目一番三号宝町ＴＡＴＳＵＭＩビル七階
（乙）税理士法人ＮｅｗＲ
社員　髙倉　裕幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月六日
掲載頁　六十頁（号外第二四五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月六日
掲載頁　六十一頁（号外第二四五号）

令和七年十一月二十一日
東京都港区三田三丁目九番一一号ＲａｎｄＬＴＡＫＡＮＡＷＡＧＡＴＥＷＡＹ五〇六号室
（甲）株式会社ニューピース
代表取締役　高木　新平
東京都渋谷区鶯谷町七番一〇号一二マンス一Ｆ
（乙）株式会社シックスカレー
代表取締役　高木　新平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月六日
掲載頁　六十四頁（号外第二二三号）
（乙）http://public-notices.mazars.jp/JPMAS152584/th7FM9yV/
令和七年十一月二十一日
東京都中央区日本橋人形町三丁目四番一四号ＦＯＲＥＣＡＳＴ人形町ＰＬＡＣＥ
（甲）ジョンビーン・テクノロジー株式会社
代表取締役　新井　哲也
兵庫県明石市西明石北町三丁目四番一九号
（乙）マレルジャパン株式会社
代表取締役　ベイカー・カスパ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二六頁（号外第一六九号）

令和七年十一月二十一日
東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号
（甲）ＳＣＳＫ株式会社
代表取締役　當麻　隆昭
東京都目黒区目黒一丁目六番一七号Ｄａｉｗａ目黒スクエア五階
（乙）株式会社Ｓｋｅｅｄ
代表取締役　白川　正人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は業務を執行する社員の議決権の過半数による決定を令和七年十一月十三日に行っており、乙は会社法第七百八十四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（乙）https://avex.com/jp/ja/public/koukoku/group/
令和七年十一月二十一日
東京都港区三田一丁目四番一号
（甲）エイベックス・ＡＹ・ファクトリー合同会社
代表社員　エイベックス株式会社
職務執行者　森下　正樹
東京都港区三田一丁目四番一号
（乙）エイベックス・アスナロ・カンパニー株式会社
代表取締役　森下　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　六十二頁（号外第六十七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　六十一頁（号外第六十七号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　五十八頁（号外第六十七号）
（丁）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十一月二十一日
東京都文京区本郷一丁目二五番二七号
（甲）株式会社イシン・スイドウバシ・オペレーションズ
代表取締役　亀井　康
東京都豊島区東池袋一丁目三九番四号
（乙）株式会社イシン・イケブクロ・オペレーションズ
代表取締役　亀井　康
福岡市博多区博多駅南一丁目三番九号
（丙）株式会社イシン・ハカタ・オペレーションズ
代表取締役　亀井　康
東京都八王子市明神町四丁目六番一二号
（丁）有限会社イシン・ハチオウジ・オペレーションズ
取締役　亀井　康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　九十五頁（号外第九十七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月三十日
掲載頁　七十七頁（号外第九十七号）
令和七年十一月二十一日
神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇
（甲）東芝ライフスタイル株式会社
代表取締役　白戸　健嗣
神奈川県川崎市幸区大宮町一三一〇
（乙）東芝エルイートレーディング株式会社
代表取締役　関根　優一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.up-t.co.jp/ir/koukoku.html

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十八日

掲載頁　九十五頁（号外第二三九号）

令和七年十一月二十一日

石川県金沢市古府町南四五九番地

（甲）アップティー株式会社

代表取締役　鈴木　秀利

東京都渋谷区東三丁目二五番一〇号

（乙）株式会社カプセルボックス

代表取締役　安藤　義之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十日

掲載頁　九十一頁（号外第二四一号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十日

掲載頁　九十一頁（号外第二四一号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月十六日に終了しております。

令和七年十一月二十一日

岐阜県大垣市郭町二丁目二五番地

（甲）株式会社ＯＫＢＣ１

代表取締役　外角　淳

岐阜県大垣市郭町二丁目二五番地

（乙）ＭＣＰ５株式会社

代表取締役　外角　淳

名古屋市瑞穂区姫宮町二丁目八番地

（丙）株式会社横井製作所

代表取締役　丸山　和雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.entetsu.co.jp/koukoku/170/

（乙）https://www.entetsu.co.jp/koukoku/171/

令和七年十一月二十一日

静岡県浜松市中央区丸塚町五四一番地の二〇

（甲）遠鉄アシスト株式会社

代表取締役　米田　典弘

愛知県豊橋市神明町八八番地

（乙）ヨシダ株式会社

代表取締役　米田　典弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十日

掲載頁　九十二頁（号外第二四一号）

令和七年十一月二十一日

三重県伊賀市安場字東赤坂一六〇〇番

（甲）株式会社サンコープラスチック

代表取締役　吉岡　昌伸

奈良県吉野郡下市町大字新住一一八番地

（乙）株式会社サンコープラスチック取得会社

代表取締役　中谷　信弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は、令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定しております。又、乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年十一月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　七十二頁（号外第七十六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月八日

掲載頁　六十二頁（号外第七十九号）

令和七年十一月二十一日

大阪市西区北堀江三丁目一二番二三号三木産業ビル六階

（甲）ブリヂストンタイヤリサイクルセンター大阪株式会社

代表取締役　岩本　慎

埼玉県加須市南篠崎一丁目二番地三

（乙）ブリヂストンＢＲＭ株式会社

代表取締役　岩﨑　孝二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十二日

掲載頁　五十九頁（号外第二四九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十二日

掲載頁　五十九頁（号外第二四九号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十一日

兵庫県たつの市龍野町堂本六番地の一

（甲）株式会社ダイワビジネス

代表取締役　長船　哲三

兵庫県たつの市龍野町日飼七六番地の一二

（乙）ピーシーエー株式会社

代表取締役　長船　哲三

兵庫県たつの市龍野町日飼七六番地の一二

（丙）有限会社サンライズ

取締役　長船　理恵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　九十三頁（号外第六十九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　八十三頁（号外第六十九号）

令和七年十一月二十一日

神戸市中央区筒井町二丁目一番一号

（甲）株式会社ＳＲＩビジネスアソシエイツ

代表取締役　香川　光宏

神戸市中央区筒井町二丁目一番一号

（乙）株式会社ＳＲＩウィズ

代表取締役　岡本　知子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　五十七頁（号外第六十七号）

令和七年十一月二十一日

神戸市中央区下山手通二丁目一一番五号

（甲）株式会社ＩＨＢ

代表取締役　亀井　康

東京都台東区西浅草三丁目一六番一二号

（乙）株式会社イシン・浅草・オペレーションズ

代表取締役　亀井　康

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフード事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.aix-group.co.jp/about/aix/disclosure/

令和七年十一月二十一日

札幌市白石区本通十二丁目南三番一〇号

（甲）株式会社Ｆ　ａｉｘ

代表取締役　伊藤　一也

札幌市白石区本通十二丁目南三番一〇号

（乙）株式会社アイックス

代表取締役　伊藤　一也

吸収分割公告

左記会社のうち甲及び乙は吸収分割して、甲は乙が真岡工場（栃木県真岡市鬼怒ヶ丘一三番地）において営む砂型鋳造法及び金型鋳造法に基づく自動車鋳物事業に関して有する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました（第一分割）。

また、左記会社のうち乙及び丙は第一分割の効力発生を停止条件として吸収分割して、丙は乙の砂型鋳造法及び金型鋳造法に基づく自動車鋳物製品並びに排ガス用セラミックフィルター製品に関する事業（但し、乙が前記真岡工場において営む事業を除くものとします。）に関して有する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.proterial.com/corp/gaiyou/am.html

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　二十二頁

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

栃木県真岡市鬼怒ヶ丘一三番地

（甲）株式会社プロテリアルマシナリー

代表取締役　岡本　実利

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号

（乙）株式会社プロテリアル

代表取締役　ショーン・マホニー・スタック

東京都中央区八丁堀三丁目二〇番五号

（丙）株式会社未来キャスティングホールディングス

代表取締役　大竹　貴之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の関東ＧＰセンターにかかる事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十六日に予定しております。なお、甲は令和七年十月一日付で有限会社いすみポートリーから商号変更しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十六日

掲載頁　七十六頁（号外第二〇七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十六日

掲載頁　八十頁（号外第二〇七号）

令和七年十一月二十一日

千葉県いすみ市山田字中山七七一五番地

（甲）株式会社いすみポートリー

代表取締役　武藤　利光

広島県福山市光南町三丁目七番三〇号

（乙）株式会社アキタフーズ

代表取締役　秋田　正吾

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のPOKKA PTE.LTD.(39 Quality Road, Singapore, 618810)の管理事業の権利義務を承継することにいたしました。

甲は会社法七九六条第二項、乙は同七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一〇三頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番一号

（甲）サッポロホールディングス株式会社

代表取締役　時松　浩

愛知県名古屋市中区栄三丁目二七番一号

（乙）ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社

代表取締役　佐藤　雅志

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社アビリティーニッケン（乙、住所東京都大田区西蒲田七丁目八番三号日研第二ビル）の営む事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一七六頁（号外第二二〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一七〇頁（号外第二二〇号）

令和七年十一月二十一日

東京都大田区西蒲田七丁目八番三号日研第二ビル

株式会社アルテクナ

代表取締役　清水　浩二

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により三日月株式会社（乙、住所東京都品川区東五反田二丁目七番一八号）の有価証券投資事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

東京都港区海岸一丁目一四番二号

株式会社ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　長瀬俊二郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　十五頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十一日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー

（甲）株式会社アーキテクト・ディベロッパー

代表取締役　木本　啓紀

大阪市西区西本町一丁目八番二号

（乙）株式会社ザイナスコミュニティ

代表取締役　下中　雅仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営むＭｏｄｉｓ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十三頁（号外第八十五号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十三頁（号外第八十五号）

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目七番一号

（甲）アデコ株式会社

代表取締役　川崎健一郎

東京都港区芝浦三丁目四番一号

（乙）ＡＫＫＯＤｉＳコンサルティング株式会社

代表取締役　川崎健一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の妙高サンシャインリゾートに係る事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月七日

掲載頁　八十五頁（号外第二四六号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

東京都豊島区東池袋一丁目一四番三号

（甲）佐々木興業株式会社

代表取締役　佐々木武彦

新潟県上越市中郷区江口八四六番地一

（乙）株式会社妙高サンシャインリゾート

代表取締役　佐々木武彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のゴルフ関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　千葉日報

掲載の日付　令和七年十一月十二日

掲載頁　十七頁

令和七年十一月二十一日

神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一〇号湘南第五ビル四Ｆ

（甲）株式会社ＵＮＯＬＤ

代表取締役　萩原　雅之

東京都渋谷区恵比寿南三丁目一番一号

（乙）株式会社シンクロ

代表取締役　西井　敏恭

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割により甲は乙の営む全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月一日

掲載頁　七十二頁（号外第九十九号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月一日

掲載頁　七十頁（号外第九十九号）

令和七年十一月二十一日

横浜市港北区新横浜三丁目一八番三号

（甲）マイクロウェーブファクトリー株式会社　代表取締役　西岡　和彦

横浜市港北区新横浜三丁目一八番三号

（乙）Ｅ＆Ｃエンジニアリング株式会社

代表取締役　西岡　和彦

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ひまわり（乙、住所三重県四日市市新正五丁目四番三五号）の人事総務部門に係る事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十四日

掲載頁　一一六頁（号外第二三七号）

令和七年十一月二十一日

三重県四日市市新正五丁目四番三五―二号

株式会社ひまわりホールディングス

代表取締役　田中　幹久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　八十九頁（号外第二五一号）

令和七年十一月二十一日

奈良県北葛城郡広陵町大字安部四五三―七

（甲）株式会社神座東日本

代表取締役　布施真之介

奈良県北葛城郡広陵町大字安部四五三番地七

（乙）株式会社どうとんぼり神座

代表取締役　布施真之介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　八十九頁（号外第二五一号）

令和七年十一月二十一日

奈良県北葛城郡広陵町大字安部四五三番地七

（甲）株式会社神座東日本

代表取締役　布施真之介

奈良県北葛城郡広陵町安部四五三―七

（乙）株式会社どうとんぼり神座

代表取締役　布施真之介

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社藤﨑摠兵衛商店（乙、住所埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞一一五八番地）の資産管理事業について有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十二日

掲載頁　五十八頁（号外第二四九号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月十二日

掲載頁　四十九頁（号外第二四九号）

令和七年十一月二十一日

鹿児島県いちき串木野市湊町四丁目一番地

濵田ＨＤ株式会社

代表取締役　濵田雄一郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｔｅｃｏｎａ　Ｂａｇｅｌ（住所：東京都渋谷区富ヶ谷一丁目五一番一二号代々木公園ハウスＢ一階）に対して当社のテコナベーグル事業及びちひろ菓子店の自由が丘店に関する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十一日

北海道夕張市沼ノ沢五一〇番地一一

株式会社ＤＡＤＡＣＡ

代表取締役　田島　慎也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＧＲＥＸ（住所千葉県南房総市富浦町青木一七七一）に対して当社の飲食店の運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十一日

東京都新宿区住吉町一―一七

株式会社エム・エス・プランニング

代表取締役　平野　正文

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＡＭＩＯ株式会社（住所大阪市港区築港三丁目五番五号）に対して当社の本店所在地において行っている兼六商事運輸株式会社と兼六梱包株式会社の両社から受託している業務全般に関する事業に関して有する権利義務の全部を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月十九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十一日

大阪市港区築港三丁目五番五号

有限会社カネロク

代表取締役　梶　修作

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ａｒｃ月虹です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

札幌市中央区南五条西十一丁目一二八八番地一二―一〇三　合同会社Ａｒｃ月虹

代表社員　東出　貴志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社まるとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

青森県青森市千富町二丁目九番一号

青森不動産合同会社

代表社員　武内　正治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

埼玉県所沢市若狭二丁目一六七四番地の七

合同会社前野不動産

代表社員　前野　匡良

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番一一号税理士法人アイ・タックス内

合同会社イー・エイチ興産

代表社員　寺井惠美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番一一号税理士法人アイ・タックス内

合同会社ワイ・アール興産

代表社員　寺井裕美子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番一一号税理士法人アイ・タックス内

合同会社エイ・ティ興産

代表社員　寺井　彩子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番一一号税理士法人アイ・タックス内

合同会社ケイ・エム興産

代表社員　髙島　清子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社VirtualExceedとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都新宿区西新宿三―三―一三西新宿水間ビル六F

合同会社VirtualExceed

代表社員　中塚　健史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都文京区本郷五丁目一―一一ＫＩＩＨＯＵＳＥ二〇二　合同会社音羽総合研究所

代表社員　新妻　克洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都品川区上大崎二丁目一〇番三四―三―一〇一号

ＹＧＫエンジニアリング合同会社

代表社員　中川　英之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階　アイプロリッシュ合同会社

代表社員　田中くるみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都江戸川区北小岩二丁目二二番一四

合同会社エス・アンド・エス・コーポレーション

代表社員　鈴木　昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都立川市西砂町一丁目三番地の六タナカビル二〇一号

合同会社ＭＯＴＯＤＥＮ企画

代表社員　本東　洋男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都中央区銀座一―二二―一一銀座大竹ビジデンス二Ｆ

Ｌｉｖｅ　Ｆａｃｔｏｒｙ　Ｇｒｏｕｐ合同会社

代表社員　大野　敦史

組織変更公告

当組合は、令和七年十一月十四日開催の総会決議により承認を受けたので、協業組合を組織変更して、株式会社ＹＣＦとすることを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

神奈川県伊勢原市鈴川五一番地

協業組合ヨコハマクラシック家具グループ

代表理事　咲壽　義輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

名古屋市瑞穂区石川町一丁目一番地の二

ケイ・パートナーズ合同会社

代表社員　大原　且也

組織変更公告

当農事組合法人は、令和七年十一月十日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十三日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十一月二十一日

愛知県知多郡美浜町大字上野間字中新田一〇番地

農事組合法人鵜の味

代表理事　天木　英五

組織変更公告

当組合は、令和七年十月十二日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十三日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十一月二十一日

鳥取県鳥取市気高町宿三五八番地

宿生産森林組合

代表理事組合長　河合　繁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

岡山県倉敷市南畝一丁目九番二二号

合同会社GOAT　Underwater　Service

代表社員　三木浩一朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社ｐｒｏｊｅｃｔＭとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

福岡市博多区博多駅中央街八―一ＪＲＪＰ博多ビル三階　合同会社ｐｒｏｊｅｃｔＭ

代表社員　佐野　雅礼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月二十一日

鹿児島県鹿児島市小原町三四―一七

ＥＣＬＡｉＲＥＲ合同会社

代表社員　成枝　和代

効力発生日変更公告

当社は、令和七年十二月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十一月二十一日

静岡市駿河区西脇二六三番地の一

株式会社塩川光明堂

代表取締役　奥山　喜茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月六日

掲載頁　五十三頁（号外第二二三号）

また、当社は、令和七年十月十日に資本金の額を一億二千万円増加し、一億三千万円にしております。

令和七年十一月二十一日

東京都台東区上野六丁目一三番六号

株式会社武文

代表取締役　小埜　心平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月六日

掲載頁　五十三頁（号外第二二三号）

令和七年十一月二十一日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター八階

ブルースカイ・インベストメント株式会社

代表取締役　澤本　慶太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十一日

掲載頁　三頁

令和七年十一月二十一日

東京都中央区東日本橋三丁目四番一〇号

リライフメンテホールディングス株式会社

代表取締役　山本　融

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十一日

掲載頁　三頁

令和七年十一月二十一日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

株式会社ＪＧ２０

代表取締役　井口　智広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十二億六百万二千五百四十三円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和七年十一月二十一日

東京都港区海岸一丁目一四番二号

株式会社ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　長瀬俊二郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七百五十二万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://flight-time.jp/

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区麹町六丁目六番二号番町麹町ビルディング五階

株式会社ＦＬＩＧＨＴ　ＴＩＭＥ

代表取締役　**藤**嶋　啓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し、資本金九千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十一日

東京都港区赤坂四―一―二九赤坂赤菱ビル五階

ミラリタ株式会社

代表取締役　重田　恭宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千九百五十一万九千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/689448/announces

令和七年十一月二十一日

東京都文京区本郷二丁目二六―九ＮＯＶＥＬＷＯＲＫＨｏｎｇｏ三階

Ｍｅｌｔｌｙ株式会社

代表取締役　髙橋　侑志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百五十五万三千九百四十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十日

掲載頁　八十六頁（号外第二四七号）

令和七年十一月二十一日

東京都目黒区中目黒一丁目一番一七号ＬＡＮＴＩＱＵＥ・ＢＹ・ＩＯＱ三〇一号室

株式会社ＣｏＡ　Ｎｅｘｕｓ

代表取締役　野崎　光太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三三頁（号外第一一七号）

令和七年十一月二十一日

東京都中央区八丁堀三丁目二七番四号

株式会社Ｇｉｎｃｏ

代表取締役　梶　夢佑斗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千百三十五万十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十一日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区有楽町一丁目二―二東宝日比谷ビル九階　ＳｔｏｒｙＨｕｂ株式会社

代表取締役　田島　将太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十一日

掲載頁　五十頁（号外第二四八号）

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区東神田二丁目八番一三号

株式会社アルト・コーポレーション

代表取締役　赤木　政一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　八十頁（号外第九十二号）

令和七年十一月二十一日

東京都港区西新橋一丁目一八番六号クロスオフィス内幸町八〇五―八〇七

ＥＤＦ　Ｔｒａｄｉｎｇ　Ｊａｐａｎ株式会社　代表取締役　ギド・サンティ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyo-shoshi.jp/modules/doc0/index.php?id=12

令和七年十一月二十一日

東京都中央区日本橋人形町二丁目二一番一号

株式会社ナッソウブリーズ

代表取締役　奥野　英明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千八百七十五万千円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十一日

掲載頁　四十三頁（号外第八十二号）

令和七年十一月二十一日

東京都新宿区西早稲田一丁目二二番三号

ｂｉｔＢｉｏｍｅ株式会社

代表取締役　鈴木　悠司

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が十三億五千万円になることを条件として、資本金の額を十二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　五十七頁（号外第八十九号）

令和七年十一月二十一日

東京都港区芝四丁目一〇番一号

Ｑ．ＥＮＥＳＴでんき株式会社

代表取締役　張　熙載

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月二十一日から令和七年十二月二十六日までの日を払込日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、また、令和七年十一月二十一日から令和七年十二月二十六日までの間に、当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十四日

掲載頁　四十七頁（号外第八十三号）

令和七年十一月二十一日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目一三番一三号

ＷＯＴＡ株式会社

代表取締役　前田　瑶介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.kingsoft.jp/ir/

令和七年十一月二十一日

東京都港区芝五丁目二九番一一号

キングソフト株式会社

代表取締役　馮　達

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

株式会社Ｓａｉｌ２号

代表取締役　原　怜也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/257258/announces

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区桜丘町一六番一三号

株式会社ＳＩＳＩ

代表取締役　澤田　実加

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月二十一日

東京都大田区羽田空港一丁目七番一号

株式会社エージーピー

代表取締役社長　山﨑　有浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千三百四十九万九千五百七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.carbase.co.jp

令和七年十一月二十一日

愛知県名古屋市西区木前町二一

カーベース株式会社

代表取締役　ハメット・ハニーフ・アブドウラ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千一万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号ＪＰタワー名古屋

株式会社ＬＡ・ＰＩＴＡホールディングス

代表取締役　永井　晶也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

愛知県碧南市中山町七丁目二六番地

旭鉄工株式会社

代表取締役　木村　哲也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千五百七十五万円減少し八千万円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額は全額資本準備金となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

徳島市東船場町二丁目二一番地の二阿波銀住友生命ビル三階

Ｓホールディングス株式会社

代表取締役　山田　弘明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百五十二万五千円減少し八千万円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額は全額資本準備金となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

徳島市東船場町二丁目二一番地の二阿波銀住友生命ビル三階

Ｎホールディングス株式会社

代表取締役　松島　賢治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億二千万円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月六日

掲載頁　五十三頁（号外第二二三号）

また、当社は、令和七年十月十日に資本準備金の額を一億二千万円増加し、一億二千万円にしております。

令和七年十一月二十一日

東京都台東区上野六丁目一三番六号

株式会社武文

代表取締役　小埜　心平

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.chuwabussan.com/jp

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区東神田二丁目八番一四号

中和物産株式会社

代表取締役　侯　岩峰

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十一月二十一日

掲載頁　三頁

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番一一号

株式会社エムピーキッチン

代表取締役　村上　竹彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一七七頁（号外第二四二号）

令和七年十一月二十一日

大阪府枚方市招提田近三丁目二二番地一

ＮＩＣコーポレーション株式会社

代表取締役　松原　潔

準備金の額の減少公告

当社は、神港衛生株式会社（神戸市長田区苅藻島町二丁目二番一一号）との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、本株式交換により増加する資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

神戸市長田区苅藻島町三丁目一一番二七号

神港衛生ホールディングス株式会社

代表取締役　岡田　佳織

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億六千七百九十六万九千七百六十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月二十一日

熊本市中央区辛島町四番三五号

ミリーヴ株式会社

代表取締役　川口　圭介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億三千万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十二頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十一日

熊本県熊本市北区武蔵ケ丘一丁目五番三五号

ティ・シー・ケイ株式会社

代表取締役　佐田　竜一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千九百九十六万七千五百円減少し、資本準備金の額を三億六千五百二十三万五千五百六十八円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十三日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　二頁

令和七年十一月二十一日

東京都港区新橋四丁目一一番一号

株式会社シェアリングエネルギー

代表取締役　上村　一行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百九十八万五千二百四十円、資本準備金の額を一億六千三百九十五万五千八百五十二円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月七日

掲載頁　八十九頁（号外第二四六号）

令和七年十一月二十一日

東京都品川区西五反田二丁目一三番六号セラヴィ五反田ビル二階　株式会社シアン

代表取締役　籔本　崇

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九百九十一万六百三十六円、資本準備金の額を四億九百九十一万六百三十六円減少し、それぞれ五千万円、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　七十五頁（号外第七十二号）

令和七年十一月二十一日

東京都目黒区碑文谷四丁目一一番五号

セガフレード・ザネッティ・ジャパン株式会社

代表取締役　ピエルルイジ・トザート

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千万円、資本準備金の額を三億一千万円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和七年十二月三十一日までに資本金及び資本準備金の額が増額した場合は、当該募集株式の発行により増額した資本金及び資本準備金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ資本金の額を九千万円、資本準備金の額を九千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月五日

掲載頁　七十六頁（号外第二四四号）

令和七年十一月二十一日

東京都中央区日本橋兜町五番一号

サウンドウェーブイノベーション株式会社

代表取締役　下川　宏明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億円（但し、令和七年十一月二十日開催の取締役会において決議された公募による募集株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額）、資本準備金の額を十五億円（但し、令和七年十一月二十日開催の取締役会において決議された公募による募集株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該金額）、それぞれ減少することにいたしました。

ただし、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は、募集株式の発行により同時に増額いたしますので、いずれも同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.proni.co.jp/

令和七年十一月二十一日

東京都品川区東五反田三丁目二〇番一四号

住友不動産高輪パークタワー一二Ｆ

ＰＲＯＮＩ株式会社

代表取締役　柴田　大介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億一千五百万円、資本準備金の額を四億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　八十二頁（号外第八十七号）

令和七年十一月二十一日

広島市中区幟町一三番四号

株式会社ひろしまモビリティワールド

代表取締役　谷本　勲

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十七億三一九七万八四一四円、資本準備金の額を二十七億三一九七万八四一四円減少し、それぞれ五十九億六二九一万六九〇五円、五十九億六二九一万六九〇五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://corporate.minna-no-ginko.com/public-notice/

令和七年十一月二十一日

福岡市中央区西中洲六番二七号

株式会社みんなの銀行

代表取締役　永吉　健一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月九日から三箇月以内に開催することを検討している臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、令和七年十二月九日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当該臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告します。

令和七年十一月二十一日

熊本県上益城郡益城町大字小谷一一九三番地六

ＳｐｒｏｕＴｘ株式会社

代表取締役　落合　孝次

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十一日

千葉県松戸市松戸新田二三番地の三

東洋エレベータ工業株式会社

代表取締役　奥村　祐二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十一日

兵庫県小野市下来住町九七六番地

山陽利器株式会社

代表取締役　田中　安則

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月二十一日

沖縄県沖縄市泡瀬三丁目四六番四号

株式会社新和鋼材

代表取締役　新里　和也

株式移転につき通知公告

当社は、株式会社Ｊａｐａｎ　Ａｎｉｍａｌ　Ｃａｒｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ（住所東京都千代田区丸の内一丁目九番二号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区神田東松下町一〇番地五

株式会社Ｊａｐａｎ　Ａｎｉｍａｌ　Ｃａｒｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　仲田真紀子

合併につき株券等提出公告

当社は、東洋エレベータ工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月二十六日までに当社にご提出ください。

令和七年十一月二十一日

東京都葛飾区西新小岩四丁目一〇―九

湘南輸送機株式会社

代表取締役　奥村　祐二

合併につき株券提出公告

当社は、株式会社ＯＫＢＣ１（住所岐阜県大垣市郭町二丁目二五番地）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月三十一日までに当社にご提出ください。

令和七年十一月二十一日

岐阜県大垣市郭町二丁目二五番地

ＭＣＰ５株式会社

代表取締役　外角　淳

株式交換につき株券等提出公告

当社は、フィールドアイ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月二十六日までに当社にご提出ください。

令和七年十一月二十一日

千葉県松戸市松戸新田二三番地の三

東洋エレベータ工業株式会社

代表取締役　奥村　祐二

株式売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主より株式売渡請求があり、当社はそれを承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月二十三日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月二十一日

東京都大田区平和島六―一―一東京流通センターＢ棟五階

フレンチ・エフ・アンド・ビー・ジャパン株式会社

代表取締役　コラ・フランソワ・グザビエ

合併公告及び組織変更公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は合併の効力発生を条件として株式会社に組織変更し、その商号を株式会社コルクハウスに変更いたします。

これらの合併及び組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月二十一日

京都府八幡市男山指月四番地四五

（甲）合同会社ワンステップ

代表社員　坂本　千恵

京都府八幡市男山指月四番地四五

（乙）有限会社コルクハウス

代表取締役　坂本　行啓

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和七年十二月二十三日付で左記一の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成二十七年十二月二十四日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割の効力が生じる日以後の従前の信託及び新たな信託財産責任負担債務の履行の見込みいずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―八七五三

令和七年十一月二十一日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所　東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　鈴木　雅士

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千二百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年十二月二十六日付官報の号外第三〇二号八十八頁に掲載されています。

令和七年十一月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＤＰ３Ｃｏ―Ｉｎｖｅｓｔ２特定目的会社

取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千八百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和六年十二月二十六日付官報の号外第三〇二号八十五頁に掲載されています。

令和七年十一月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

汐留１４ロジスティック特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億千九百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ１特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＤＣＶ２特定目的会社

取締役　鈴木　伸也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金百八十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

令和七年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

訂正公告

令和七年十一月七日（号外第二四六号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の「代表取締役社長　小林啓崇佳」とあるは「代表取締役中牧慎之介」の誤りにつき訂正します。

令和七年十一月二十一日

東京都港区六本木一丁目三番五〇号

（甲）株式会社Ｂｕｂｂｌｅ

代表取締役　中牧慎之介

東京都中野区本町五丁目三六番八号オルティス新中野四〇三号室

（乙）合同会社ムーンベア

代表社員　株式会社ＦＵＮＤｉＴ

職務執行者　廣瀬　寛

取消公告

令和七年十一月四日（号外第二四三号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年十一月二十一日

東京都中央区日本橋浜町一丁目一番一二号

株式会社ＰＭプロジェクト

代表取締役　泰道　真也

正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇	一三	改正後欄 表中下欄 四～五	地域限定保育士試験に合格したこと	第六条の五十四において準用する第六条の九各号のいずれかに該当すること
〃	〃	表中中欄 五～六	の保育士登録	に規定する保育士登録
〃	〃	表中下欄 一二	第二号	第一項第二号
〃	一三	〃 一五	第三号	第一項第三号（法第十八条の五第五号に該当するに至つた場合を除く。）
〃	〃	〃 一五	各号	第一項各号
四七		表中下欄 七	第十五条	第十五条第一項

令和七年十月十六日公布法務省令第五十二号（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二ページ一段九行目の次に次を加える。

本則の表改正前欄の出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三の七の経営・管理の項の下欄中第四号を第五号とする。